

広島県選挙管理委員会告示第七十三号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の不在者投票のできる施設として指定している別表の施設の指定を取り消した。

令和七年九月二十九日

広島県選挙管理委員会委員長 大 辻 茂

別表

施設の種類	施 設 の 名 称	所 在 地	取 消 年 月 日
病院	医療法人メディカルパーク 野村病院	広島市安佐南区祇園二丁目 4 2 番 1 4 号	令和 7 年 9 月 1 9 日